

「ソーシャルワーカーの倫理綱領」の策定及び改定作業の経緯

1. 2005年版倫理綱領策定の経緯

2000年7月の国際ソーシャルワーカー連盟(IFSW)国際会議(モントリオール会議)において「ソーシャルワークの定義(Definition of Social Work)」が採択されたことに呼応して、日本ソーシャルワーカー協会の呼びかけにより、2000年12月19日に日本社会福祉士会との合同作業委員会が組織され、倫理綱領策定に向けた作業が開始された。

2001年3月より日本医療社会事業協会の参加を得て、3団体協働による作業となった。2002年10月5日までに7回の審議を経て、同年10月17日付けで『「ソーシャルワーカーの倫理綱領」案』を公表、関係者や関連学会等からのパブリックコメントを求めた。

2002年12月28日に、それまでの3団体に加えて、日本精神保健福祉士協会が取り組みに参画、2003年2月に、国際ソーシャルワーカー連盟に加盟している。

日本のソーシャルワーカー職能4団体「社会福祉専門職団体協議会」として正式に「倫理綱領委員会」が組織され、策定作業が進められることとなった。作業は、IFSWの定義及び倫理綱領はじめ、各団体が採択している倫理綱領(「医療ソーシャルワーカー倫理綱領」(医療社会事業協会、1961年)。

「ソーシャルワーカーの倫理綱領」(日本ソーシャルワーカー協会、1986年)、「精神保健福祉士協会倫理綱領」(日本精神保健福祉士協会、1988年)、および諸外国の倫理綱領をもとに、全12回の委員会が開かれた。

2005年1月27日、すべての検討作業が完了し、社会福祉専門職団体協議会・倫理綱領委員会(委員長 仲村優一)の名のもとに、正式に「ソーシャルワーカーの倫理綱領」として公表された。

その後、日本ソーシャルワーカー協会が2005年5月21日、日本医療社会事業協会が、2005年5月28日、日本社会福祉士会が2005年6月3日、日本精神保健福祉士協会が2005年6月10日、それぞれの年次総会において、各団体の正式な「倫理綱領」としてすることが承認・施行され、現在に至っている。

各団体の倫理綱領として施行される際、綱領のタイトルに各団体名に入れることについては、後日の4団体代表者会で確認された。

2005年の倫理綱領委員会の構成は以下のとおりである。

日本ソーシャルワーカー協会：仲村優一(委員長)、大友崇義、北本佳子、高橋五江

日本社会福祉士会：土師寿三、宮本和武、宮嶋淳、山本進

日本医療社会事業協会：高田玲子、北島英治、堀越由紀子、大川原順子

日本精神保健福祉士協会；門屋充郎、牧野田恵美子、小久保裕美、永井久美子

2. 2020年版倫理綱領改定の経緯

2014年7月、国際ソーシャルワーカー連盟(IFSW)国際会議(メルボルン会議)において、2000年の「ソーシャルワークの定義」の改正案「ソーシャルワーク専門職のグローバル定義」(Global Definition of Social Work、以下、新グローバル定義)が採択された。

新グローバル定義を受け、日本ソーシャルワーカー連盟(旧社会福祉専門職団体協議会)の中で、倫理綱領改正に向けた機運・動きが高まった。

2018年2月2日、連盟代表者会において、2005年の倫理綱領の改定を行なうことが正式に承認され、構成4団体からの代表者3名(合計12名)からなる「日本ソーシャルワーカー連盟倫理綱領委員会」の発足と事務局を日本ソーシャルワーカー協会が担当することが承認された。

2018年5月26日、連盟4団体の代表者及び事務局員が集まり、第1回倫理綱領委員会が開催され、2020年5月15日までに15回の委員会が開催された。

検討作業は、2005年の倫理綱領の各条文を4団体で分担し、修正作業のための原案作成を行なっ

た。その結果を初期資料としてまとめ、委員会において、旧条文と照らし合わせながら逐条的に検討、必要に応じて継続事項として各団体委員会に諮り、それを事務局（日本ソーシャルワーカー協会）でまとめ、次回の委員会に付すという手順で作業を進めた。委員会は、上程された資料をもとに、委員の自由な発言と慎重さをもって進められた。

検討作業においては、2014年7月のIFSW「グローバル定義」を基本に、「アジア太平洋地域における展開」「日本における展開」を視野に入れ、2018年7月に改定されたIF/IAの倫理（倫理原則に関するグローバルソーシャルワークの声明）との整合性について検証し、パブリックコメント（2019年5月～7月末日）による各団体の会員や関係者からの意見・提案等を取り入れるなど、多くの資料・意見等を参考にしながら進められた。

検討作業は2020年3月末の委員会をもって修了の予定であったが、新型コロナウイルス発生のため延期となり、2020年4月に第13回と第14回を電子会議形式で開催、5月15日の第15回委員会をビデオ会議形式で行い、すべての作業が完了した。その後、倫理綱領委員会（委員長 保良昌徳）の名のもとに、日本ソーシャルワーカー連盟代表者会議に「ソーシャルワーカーの倫理綱領（改正案）」として答申され、6月2日の代表者会議において承認された。

その後、日本ソーシャルワーカー協会が2020年8月3日、日本医療社会事業協会が2020年10月18日、日本社会福祉士会が2020年6月30日、日本精神保健福祉士協会が2020年6月21日、各団体の年次総会において、正式に「ソーシャルワーカーの倫理綱領」とすることが承認され、各団体の倫理綱領として施行された。

各団体の倫理綱領として施行される際、本綱領のタイトルに各団体名を使用することについては、第1回の委員会で合意確認された。

2018年5月発足の倫理綱領委員会の構成は以下のとおりである。

日本ソーシャルワーカー協会：岡本民夫、保良昌徳（委員長）、松永千恵子

日本社会福祉士会：西島善久、中田雅章、前嶋弘

日本医療社会事業協会：早坂由美子、小原真知子、上田まゆら

日本精神保健福祉士協会；柏木一恵、木太直人(会長代行)、岡本秀行、岩本操

事務局：杉山佳子、春見静子、星野晴彦、高石豪、甲田賢一、駿河諦

(2020年5月15日承認)